

建設業の構造変化と労働市場の特質

佐藤 眞*

(2003 年 10 月 31 日受理)

はじめに

21 世紀に入り、わが国の建設業はかつてないドラスチックな構造変化に直面している。「バブル」崩壊後も民間の設備投資を下支えする形で増大した政府の公共投資政策は、深刻なデフレ不況下で転換を迫られてきている。対 GDP 比が 16% を占めた建設投資額は、1996 年をピークに減少の一途をたどり、2002 年度は 11.3% (見込み、国土交通省) となった。建設業就業者 685 万人 (1997 年) は 618 万人 (2002 年) へと大きく減少し、建設業者数も 2001 年に至り減少に転じた。圧倒的多数の零細業者はもとより、準大手ゼネコンも倒産・廃業の危機にさらされているのである。

本稿の課題は、こうした厳しい経営環境のもとで、建設業における就業構造ならびに労働市場が、過去 30 年間で、どのように変化してきたのかを統計分析をもとにスケッチすることにある。

I 建設市場の特質と規制緩和

1. 野帳場と町場

建設生産は受注による一品生産であり、生産現場は屋外である。しかも工事終了後、移動する。したがって、生産組織は工事内容に応じて、その都度、フレキシブルに編成される。製造業にみるように、工場に固定された設備を使用して、同じ製品を反復作業で生産することと好対照をなしている。こうした建設業に特有の生産対象、生産方法、生産組織が、日本資本主義の発展過程において、野帳場 (Nochôba) と町場 (Machiba) という相対的に独自の建設市場を生み出してきた。この点で、日本の建設市場を重層的下請 (Multi-layer subcontracting system) が支配的な野帳場だけで特徴づけることはできない。野帳場と町場とでは、生産対象、生産方法の違いから資本・生産組織および労働者の技能の性格が大きく異なっているからである。したがって、労働市場も、その境界がオーバーラップしつつあるとはいえ、相対的に異なる。

1) 野帳場

野帳場は、完成工事高の順位によって、スーパーゼネコンと呼ばれる上位 5 社がピラミッド

* 岩手大学教育学部

の頂点に立つ。その下で、大手 50 社、準大手を含めると約 100 社（資本金 50 億円以上）余りのゼネコンが下請企業群を生産組織として重層的に系列支配する。重層的下請とは、ゼネコンが一括受注した工事を、下請の専門工業者に再発注し、その工事がさらに下請業者へ連鎖的に下ろされていく形態である。ゼネコンは社員として専門技能工を直接雇用することはほとんどない。人件費の増大だけでなく、景気変動に伴う受注量の増減に対応できなくなるからである。そのため、ゼネコンは施工部分をできるだけ下請業者に発注する。労働手段の保有においても、大手・中堅を問わず、独自の工法に必要な機械以外は所有せず、通常の建設機械による施工部分は、専門工業者に下請けさせるのが常態である。元請の主たる機能は、設計・管理・資材調達・金融、とくに下請業者の施工管理が中心である。ゼネコンは工事種類別に元請利益を差し引いて専門工業者（1 次下請）に発注する。同様に 1 次下請は 2 次下請へ、さらに 3 次下請へと発注され、下請関係が重層的に形成される。

2) 町場

町場は大工を中心とする職人層、零細自営業者の職域である。そこでは大工工務店が仕事を受注し、生産組織を編成する。大工は各職種のコーディネーターとして機能し、各職種が水平的な分業関係のもとで生産する。ここでは野帳場に特有な重層的下請関係は形成されなかった。その基礎となったのが、高い習熟度が必要とされる在来工法であった。個人住宅は注文生産であるから、施工方法はその都度異なり、作業工程は複雑である。そこでは様々な道具・工具を用いた、きめ細かい手工の熟練が要求される。町場工務店は、それに応える施工技術を継承してきたが故に、職域を守り得たのである。だが、1970 年代後半から活発化する住宅のプレハブ化の進展が状況を大きく変えた。工業化住宅を梃子に、大手住宅資本が町場に進出してきた。さらに、住宅需要の減少が追い討ちをかけた。それは、次のような経過をたどった。高度成長期の住宅建築ブームは住宅建築業者を急増させた（1960 年事業所 8.4 万、従業者 23.4 万人→1972 年 15.5 万、58 万人）。だが、第 1 次オイルショックの直撃で、住宅着工戸数が激減し（190 万戸→130 万戸）、1980 年代まで需要は低迷した。

この状況変化の中で、少なからぬ町場工務店・職人層が大手住宅資本の傘下へ組み込まれた。プレハブ住宅の施工の大部分は不熟練労働者でも足りるが、内部の造作部分は町場の熟練工に頼らざるを得ない。つまり、大手住宅メーカーは町場の熟練技能を前提に進出したのである。しかしながら、今日では町場の技能者養成機能が衰退し、安定的供給が困難になっている。そこで、大手住宅メーカー各社は事業内認定職業訓練（1～2 年）により、自前で大工の養成を開始した。だが、彼らが習得するのは在来工法というよりは、短期即戦力としてのメーカー独自のクローズド工法である。むしろ、その後の彼らに要求される能力は、現場作業についての一定程度の習熟を基礎とした、下請の現場技能工を管理・監督する能力である。したがって、大手住宅メーカーの生産現場では、直接作業に従事しながら下請を管理する「社員大工」が登場している。

こうして町場市場は変容しつつあるが、野帳場のような重層的下請は形成されていない。それは、在来工法による木造住宅への国民的ニーズがいまだに高いこと（木造戸建住宅の 7 割は在来工法）、そして、かろうじてではあっても町場工務店が技能後継者の養成を通じてその顧客ニーズに地域で直接結びついているからであろう。

2. 市場規制と緩和

ここで、90年代に活発化した建設市場の国際化と規制緩和についてふれておく。日本の建設市場はアメリカによって、その閉鎖性が指摘されてきた。日米構造協議を契機に、建設市場の開放、公共事業の入札・契約制度が改革された。一般競争入札方式の採用、設計・コンサルティング業務の公募型方式の導入等により、「国際化」が進展しつつある。1999年、68社の外国法人と外資系法人（外資50%以上）が建設業許可を取得し、営業活動している。ただし、外国企業の建設業許可取得は1992年まで増加していたが、近年は減少している。他方、大手ゼネコンが独占する海外工事受注の状況は次のようなものであった。1990年代半ばに急増し、96年度に過去最高（1兆6千億円）を記録。この内、6千億円は日系進出企業からの発注であった。これは日本企業のアジアへの進出に並行してODA事業予算が拡大（1兆7千億円、1997年）してきたことと密接に結びついている。だが、1997年以降、アジア経済危機の影響で、海外工事受注は大幅に落ち込んでいる（1998年度9,700億円）。大手ゼネコン50社の受注額をみると、1996年度1兆3,232億円から99年度では4,250億円へと減少している（建設省「建設工事受注統計」）。

これまでの公共工事における入札は指名競争入札がほとんどであった。だが、指名競争入札は業者間の競争を排除し、「談合」を広範に生み出してきた。入札・発注における談合・不正疑惑の噴出、さらに米国からの市場開放要求、大型プロジェクトへの国民的批判を背景として、公共事業のあり方が問題となった。政府・建設省は一般競争入札の導入、VE方式・CM方式の導入、総合評価方式による受注者の選定、PFI（private finance initiative）法の施行等、新たな施策を出した。

また、建設労働行政の変遷として主な法令をあげると、1970年代では「建設業法」改訂（1971年）、「労働安全衛生法」（1972年：安全衛生管理の元請責任を規定、作業主任者の配置を義務化）、「建設雇用改善法」（1976年：下請企業に雇用管理・安全衛生管理に関する責任明記）、「元請・下請関係合理化指導要綱」（1978年：下請企業の育成・選別と責任施工能力の向上を強調）があげられる。しかし、1980年代以降は、「21世紀への建設産業ビジョン」（1986年：有効競争による弱小建設業者の淘汰、ゼネコンのEC化等を提案）、1990年代では「建設産業政策大綱」（1995年：公共工事の入札・契約制度改革）、「建築基準法」改訂（1998年：建築確認・検査業務等の民間化）、「建設産業再生プログラム」（1999年：競争性を重視した市場の整備、不良・不適格業者の排除の徹底）にみられるように、一連の規制緩和政策が推進されてきているといえよう。

II 産業構造の変化

建設業事業所は、過去30年間において、事業所数・従業者数ともに増加基調で推移してきた。ただし、1981～1986年、事業所は増加したが従業者は減少した。これは、10人未満の事業所が増加し、30人以上の事業所が減少したことによる。その後、増加基調に戻るが、1996～1999年にかけて、かつてなかった規模で事業所数（64.7万→61.2万）、従業者数（577.5万人→509.0万人）が大幅に減少している。

表1 事業所数・従業者数(単位・万事業所, 万人)とその増加率(年率)の推移

	1969	1972	1975	1978	1981	1986	1991	1996	1999
事業所数	34.8	41.1	44.8	49.6	55.1	57.6	60.3	64.7	61.2
年率(%)	6.0	3.0	2.9	3.4	3.6	0.9	0.9	1.4	-1.8
従業者数	336.5	404.7	422.1	463.8	496.9	479.7	528.2	577.5	509.0
年率(%)	6.8	1.4	1.4	3.2	2.3	-0.7	2.0	1.8	-4.0

資料：総務庁「事業所・企業統計調査」1999年

建設業は製造業に比べ小規模事業所が多い。30人未満事業所が全体の95.9%を占める。1事業所あたりの平均従業者数は、製造業が16.6人であるのに対し、建設業では8.3人である。したがって、建設業従業者の圧倒的多数は小規模事業所に集中している。従業者の69%が30人未満の事業所で従業している。これは全産業(54%)、製造業(34%)に比べて、極めて高い。

表2 従業者規模別事業所数

単位：万事業所, %

	総数	1~4人	5~9	10~29	30~49	50~
全産業	620.3(100.0)	390.7(63.0)	116.1(18.7)	84.3(13.6)	14.9(2.4)	14.3(2.3)
建設業	61.2(100.0)	31.7(51.8)	15.5(25.3)	11.5(18.8)	1.5(2.5)	1.0(1.6)
製造業	68.9(100.0)	34.5(50.1)	14.8(21.5)	12.9(18.7)	3.0(4.4)	3.8(5.5)

資料：総務庁「事業所・企業統計調査」1999年

表3 従業員規模別従業者数

単位：万人, %

	総数	1~4人	5~9	10~29	30~49	50~
全産業	5380.7(100.0)	815.4(15.2)	753.1(14.0)	1346.2(25.0)	561.5(10.4)	1904.5(35.4)
建設業	508.9(100.0)	70.6(13.9)	102.1(20.1)	177.7(34.9)	56.8(11.2)	101.6(20.0)
製造業	1145.2(100.0)	79.3(6.9)	97.2(8.5)	213.0(18.6)	112.7(9.8)	643.1(56.2)

資料：総務庁「事業所・企業統計調査」1999年

事業所数の推移で特徴的なのは次の点である。過去30年間を通して、1~9人規模事業所が75~80%を占めてきている。1970年代から80年代にかけて、1~4人規模事業所の数は増えたが比重は低下した。他方、5~9人と10~29人規模事業所の数と比重が増大した。80年代に入ってから、それぞれの比率は大きな変化はない。また、1996年から1999年にかけて、30人以上規模の事業所数が減少しており、その比重が低下していることも最近の特徴である。

従業員数の推移で見ると、5~9人規模および10~29人規模事業所における従業員数が増大している。それとは対照的に、50人以上規模の事業所において従業員数および比率が低下している(1969年：135.8万人, 40.4%→1999年：101.6万人, 20.0%)。

表4 建設業の従業者規模別事業所数の推移

単位：万事業所，%

	1969	1975	1986	1996	1999
総数	34.8(100.0)	44.8(100.0)	57.6(100.0)	64.7(100.0)	61.2(100.0)
1～4人	21.8(62.6)	25.3(56.5)	30.9(53.6)	32.1(49.6)	31.7(51.8)
5～9	5.8(16.7)	9.4(21.0)	14.1(24.4)	16.7(25.8)	15.5(25.3)
10～29	5.0(14.4)	7.5(16.7)	10.2(17.6)	13.0(20.0)	11.5(18.8)
30～49	1.1(3.2)	1.4(3.1)	1.5(2.6)	1.8(2.8)	1.5(2.5)
50～	1.1(3.2)	1.2(2.7)	1.0(1.8)	1.2(1.8)	0.9(1.5)

資料：総務庁「事業所・企業統計調査」1999年

表5 建設業の従業者規模別従業者数の推移

単位：万人

	1969	1975	1986	1996	1999
総数	336.5(100.0)	422.1(100.0)	479.7(100.0)	577.5(100.0)	509.0(100.0)
1～4人	40.6(12.1)	52.2(12.4)	68.8(14.4)	74.2(12.8)	70.6(13.9)
5～9	37.9(11.3)	61.5(14.6)	92.4(19.3)	110.4(19.1)	102.1(20.1)
10～29	81.6(24.2)	120.0(28.4)	158.2(33.0)	202.4(35.0)	177.7(34.9)
30～49	40.6(12.1)	51.4(12.2)	55.0(11.5)	67.6(11.7)	56.8(11.2)
50～	135.8(40.4)	137.0(32.5)	105.3(22.0)	123.0(21.3)	101.6(20.0)

資料：総務庁「事業所・企業統計調査」1999年

建設業においては、工事の適正な施工、発注者の保護等を目的に建設業法が制定されている。建設業法は1971年改訂され、登録制から許可制に切り換えられた。資本金、工事实績等の要件を満たす業者に、工事種類ごとに許可がおりる。基準以下の工事を請負う場合は許可は必要としない。営業範囲によって、大臣許可と知事許可、さらに、請負金額・工事内容から一般建設業許可と特定建設業許可に分けられる。大臣許可は、複数の都道府県で工事をする業者が受ける許可である。また、特定建設業許可は、発注者から請負った工事のうち、1,000万円以上を下請に発注できる。この特定業者には、一般建設業許可よりも、資本金、技術者等の許可要件が加重されている。

建設業許可業者数は、1960年7.4万業者、1970年16.3万業者、1980年48.9万業者へと急激に増加した。1980年代後半に漸減傾向にあったが、1991年以降、再び増加に転じ、2000年60.1万業者と過去最高となっている。1985年から2000年までの変化を見ると、個人業者と200万円未満業者の比重が低下している。他方、資本金1,000万円～5,000万円未満の業者の増加が顕著である。構成比率（2000年）をみると、個人（26.3%）と資本金500万円未満（22.0%）の業者でおよそ半数（48.3%）を占める。

表6 資本金階層別建設業許可業者数の推移 単位：万業者

	1985	1990	1995	2000
総数	51.9(100.0)	50.9(100.0)	55.2(100.0)	60.1(100.0)
個人	25.2(48.6)	20.6(40.4)	16.6(30.1)	15.8(26.3)
200万円未満	5.3(10.2)	4.3(8.5)	3.0(5.4)	0.7(0.1)
200～500万円未満	9.0(17.4)	9.3(18.4)	11.5(20.8)	13.1(21.9)
500～1,000万円未満	5.9(11.4)	7.7(15.0)	8.4(15.2)	6.4(10.7)
1,000～5,000万円未満	5.7(11.0)	8.0(15.8)	14.3(26.0)	23.0(38.3)
5,000万円以上	0.8(1.5)	1.0(1.9)	1.3(2.5)	1.7(2.8)

資料：建設省「建設業許可業者数調査の結果について」

これらの建設業者を調査対象とした「建設業の経営分析」(建設省)によれば、従業員1人あたりの完成工事高および付加価値高、付加価値率は、資本金規模によって大きな格差が存在する。

表7 資本金規模別労働生産性(1社平均) 単位：千円

	完成工事高	付加価値高	付加価値率(%)
建設業全体	26,853	8,126	36.1
200万円未満	15,260	5,087	39.1
1,000～5,000万円未満	29,392	8,571	34.0
10億円以上	68,734	15,672	24.1

資料：建設省「建設業の経営分析」1998年度

建設業者の倒産件数は1980年代半ば以降、減少傾向を示した。だが、バブル経済崩壊後、90年代に入り倒産件数が増大してきた。特に、1997～98年は不良債権による上場ゼネコンの倒産もあり、負債額の増加が顕著であった。倒産件数(負債総額1千万円以上)と負債総額の推移は下記の通りである。

表8 建設業における倒産の推移 単位：件、兆円

	1980	1985	1990	1995	1997	1998	1999	2000
倒産件数	5,097	5,321	1,385	3,786	4,785	5,440	4,383	5,928
請負総額	0.6	0.7	0.4	0.8	2.4	2.1	1.2	1.4
対全産業比 倒産件数(%)	28.5	28.3	21.4	25.1	29.2	28.4	28.4	31.1

資料：(株)帝国データバンク調べ

Ⅲ 就業構造の変化

わが国の1950年時点の就業構造は、第1次産業就業者が5割、第2次(鉱業、建設、製造業)

が2割、第3次産業が3割であった。その後、高度成長期（1955～1973年）に、第2次産業・第3次産業はともに大幅な増加を示した。しかし、第1次オイル・ショック（1973年）以降、就業者の伸びは第2次産業から第3次産業にシフトした。産業別就業者数の推移（1990～2000年）をみると、建設業は就業者数・構成比率とも大幅な増加を示している。これは直接には不況期の公共投資増大による雇用吸収効果と考えられる。リストラによる「雇用調整」が進行している製造業の減少（231万人）と対照的である。他方、第3次産業は一貫して増大してきており、全体の60%を超えた。

表9 産業別就業者数の推移 (単位：万人、%)

	1960	1970	1980	1990	2000
就業者総数 ¹⁾	4,369(100.0)	5,224(100.0)	5,581(100.0)	6,168(100.0)	6,289(100.0)
第1次産業	1,424(32.6)	1,007(19.3)	611(10.9)	439(7.1)	332(5.3)
鉱業	54(1.2)	22(0.4)	11(0.2)	6(0.1)	5(0.1)
建設業	267(6.1)	393(7.5)	538(9.6)	584(9.5)	627(10.0)
製造業	955(21.9)	1,368(26.2)	1,325(23.7)	1,464(23.7)	1,233(19.6)
電気・ガス・熱供給・水道業	23(0.5)	29(0.6)	35(0.6)	33(0.6)	34(0.5)
運輸・通信業	224(5.0)	321(6.1)	350(6.3)	367(5.4)	394(6.3)
卸売・小売業, 飲食店	629(15.8)	1,006(19.3)	1,273(22.8)	1,380(22.4)	1,436(22.8)
金融・保険業, 不動産業	78(1.8)	138(2.6)	200(3.6)	266(4.3)	253(4.0)
サービス業	518(11.9)	764(14.6)	1,029(18.4)	1,389(22.5)	1,684(26.8)
公務(他に分類されないもの)	133(3.0)	172(3.3)	203(3.6)	206(3.3)	217(3.5)

資料出所：総務省「国勢調査」、2000年は1%抽出速報値。

(注) 1) 「分類不能の産業」を含む。

2) なお、先に示した「事業所・企業統計調査」の従業者数と「国勢調査」の就業者数の大きな差は、事業所を通して把握できない労働者の数が多く存在することによる。

職業別構成では、生産工程・労務作業者が約400万人、全体の63%を占める。過去30年間の変化を見ると、生産工程・労務作業者の数は増大したが、その比率を低下させている(77.4→62.9%)。生産工程・労務作業者の内訳を職業小分類でみると、建設作業者が278万人である。このなかで、最も多いのが土木作業員86万人、次いで大工が67万人である。他方、数および比率ともに伸びの著しいのは専門的・技術的職業従事者と販売従事者である。

表10 建設業における職業別就業者数の推移

単位：万人，%

	総数 ¹⁾	専門的・ 技術的 職業 従事者	管理的 職業 従事者	事務 従事者	販売 従事者	運輸・ 通信 従事者	生産工程・ 労務作業 者
1970	394.3(100.0)	13.3(3.4)	18.0(4.6)	36.1(9.2)	3.0(0.8)	14.6(3.7)	305.3(77.4)
1980	538.3(100.0)	14.1(2.6)	32.8(6.1)	60.2(11.2)	10.0(1.9)	16.6(3.1)	400.0(74.3)
1990	584.2(100.0)	45.8(7.8)	34.2(5.9)	77.7(13.3)	21.4(3.7)	12.2(2.1)	388.5(66.5)
1995	663.1(100.0)	61.2(10.0)	37.3(6.3)	90.4(14.1)	29.4(4.4)	11.9(1.7)	426.9(62.8)
2000	626.6(100.0)	70.5(11.3)	28.4(4.5)	86.4(13.8)	34.1(5.4)	8.9(1.4)	394.3(62.9)

資料：総務省「国勢調査」，1970年は20%抽出結果，2000年は1%抽出速報値。

1) サービス，保安，農林漁業作業，分類不能の職業を含む。

他産業と比較すると，製造業と同様に生産工程・労務作業者の比重が高い。ただし，生産工程・労務作業者のうち，男の占める比率は建設業で96%，製造業では63%である。

表11 産業別職業構成比率（2000年）

単位：%

	総数 ¹⁾	専門的・ 技術的 職業 従事者	管理的 職業 従事者	事務 従事者	販売 従事者	運輸・ 通信 従事者	生産工程・ 労務作業 者
全産業	100.0	13.7	3.0	19.8	14.9	3.7	28.2
建設業	100.0	11.3	4.5	13.8	5.4	1.4	62.9
製造業	100.0	6.7	3.4	15.2	6.1	0.9	67.4

資料：総務省「国勢調査」

1) サービス，保安，農林漁業作業，分類不能の職業を含む。

IV 労働市場の特質

1. 不安定就業者の大量存在

建設業における就業形態の特徴の第1は，自営業主と日雇の比率の高さである。なかでも，自営業主は93万人，14.8%を占めており，製造業における自営業主72万人（5.8%）と比べ，際立ったものとなっている。第2に指摘しうるのは，建設業自営業主の6割が雇無業主，建設業でいうところの「一人親方」（self-employed workers without employees）である。この雇無業主＝「一人親方」とは，「自分だけでまたは自分と家族だけで個人経営の事業を営んでいるもの」（総務庁「労働力調査」）をさす。この一人親方の階層は大工職に多く存在し，4人に1人（26.4%）という高い割合を示している（総務省「国勢調査」2000年）。彼らは「事実上の賃労働者」としての性格を強めているが，労働市場において今日なお雇用労働者とは異なる独自の位置を占めているといえよう。たとえば，戸建住宅・店舗等の建築工事を受注した場合，家族従業者以外にも，同業者の協力を得て生産を組織する。しかし，元請工事のない場合は，しば

しは同業者のもとで賃労働に従事するのである。すなわち、自営業者ではあるが、仕事の繁閑に応じて雇用労働者として就労するという階層が大きな比重を占めているのである。

建設労働市場では、さらに出稼ぎ、季節労働者が加わる。このように、建設業就業者の内部構成は極めて複雑な諸階層から成り立っている。その相当部分は、いわゆる不安定就業階層として量的な厚みをもって再生産されているのである。

表 12 従業上の地位別就業者数の推移

単位：万人

	総数	自営業主	家族従業者	雇用者			
				常雇	臨時雇	日雇	
1970	394(100.0)	69(17.5)	20(5.1)	305(77.4)	225	24	56
1980	548(100.0)	92(16.8)	29(5.3)	427(77.9)	346	26	55
1985	530(100.0)	88(16.6)	29(5.5)	414(78.1)	345	23	45
1990	588(100.0)	91(15.5)	35(6.0)	462(78.6)	401	22	39
1995	663(100.0)	90(13.6)	29(4.4)	544(82.1)	490	24	31
2000	653(100.0)	89(13.6)	26(4.0)	538(82.4)	488	25	25
2001	632(100.0)	87(13.8)	24(3.8)	520(82.3)	471	25	25
2002	618(100.0)	88(14.2)	24(3.9)	504(82.2)	454	27	24

資料：総務省「労働力調査年報」

注)「臨時雇」：1ヶ月以上1年以内の期間に定めて雇われている者

「日雇」：日々または1ヶ月未満の契約で雇われている者

過去30年の推移を総務庁「労働力調査年報」で見ると、建設業就業者数の増加は、主として常雇の増加であったことがわかる。他方、建設業に集中して見られた日雇の一貫した減少が注目される。また、自営業主・家族従業者は1970年～1980年に増加しているが、その後1990年

表 13 建設業自営業主の推移 単位：万人

	建設就業者 総数		自営業主	
			雇有業主	雇無業主
1960	267(100.0)	44(16.5)	10(3.7)	34(12.7)
1970	393(100.0)	73(18.6)	27(6.9)	46(11.7)
1980	538(100.0)	95(17.7)	42(7.8)	53(9.9)
1985	527(100.0)	90(17.1)	38(7.3)	51(9.7)
1990	584(100.0)	94(16.1)	41(7.0)	53(9.1)
1995	671(100.0)	91(13.6)	37(5.5)	54(8.0)
2000	627(100.0)	93(14.8)	36(5.7)	57(9.1)
2001	632(100.0)	87(13.8)	32(5.1)	54(8.5)
2002	618(100.0)	88(14.2)	32(5.2)	57(9.2)

資料：総務省「国勢調査」

注) 1970年は20%主抽出結果、2000年は1%抽出速報値。

代に入り減少傾向を示している。

つぎに、雇用者の動向を雇用形態別に構成比率の点から検討しよう。常雇の比率が7割台から上昇し、雇用者全体の9割を占めるようになったが、その後の常雇化は進んでいない。他方、臨時・日雇の占める割合は低下している。とくに、日雇の割合が18.4%から4.8%へと大きく低下している。しかしながら、全産業（非農林）および製造業における日雇の比率は、それぞれ2.2%および1.4%であり、これらに比べて建設業の日雇比率はいまだ高いといえる。

表14 雇用形態別構成比率 単位：万人，%

	雇用者	常雇	臨時雇	日雇
1970	305(100.0)	225(73.8)	24(7.9)	56(18.4)
1980	427(100.0)	346(81.0)	26(6.1)	55(12.9)
1985	414(100.0)	345(83.3)	23(5.6)	45(10.9)
1990	462(100.0)	401(86.8)	22(4.8)	38(8.4)
1995	544(100.0)	490(90.0)	24(4.4)	31(5.7)
2000	538(100.0)	488(90.7)	25(4.6)	25(4.6)
2001	520(100.0)	471(90.7)	25(4.6)	25(4.6)
2002	504(100.0)	454(90.7)	27(4.6)	24(4.6)
全産業	(100.0)	(87.6)	(10.3)	(2.2)
製造業	(100.0)	(92.0)	(6.6)	(1.4)

資料：総務省「労働力調査年報」

建設業は受注産業であり、景気動向によって工事量は大きく変動する。それにともない、労働力需要も変動する。この建設生産の特性が、日雇・出稼ぎ・季節労働という不安定な就業形態を労働市場の底辺に固定化する。建設労働者の多くは「常雇」の形態で雇用されていても、給与は就労日のみ賃金が支払われる日給制が最も多い。「常雇」とは実態的には「長期日雇」といってもよい。そして、建設業における「日雇」の占める比率は他産業に比べるといまだに高い。「日雇」とは、「日々または1ヶ月未満の契約で雇われているもの」（総務庁「労働力調査」）であり、失業が頻繁に繰り返される雇用形態である。

加えて、建設業には、出稼ぎ、季節労働といった季節的・周期的に失業を繰り返す就業者が一定の比重を占めている。出稼ぎ労働者と季節労働者との主な就業先は建設業である。

出稼ぎ労働者とは「1ヶ月以上1年未満居住地を離れて他に雇用されて就労するものであって、その就業期間経過後は居住地に帰る者」（厚生労働省）である。これまで、夏型、冬型に分類できたが、就労時期が多様化している。主として農閑期に就労する出稼ぎ労働者は、1970年代初頭をピークに減少してきており、1997年でおおよそ10万人となっている。その就労先は建設業が65%を占め、製造業22%となっている（労働省「失業対策年鑑」1999年）。

季節労働者とは「季節的な労働需要に対し、一定の期間を定めて就労する者」（労働省）である。その大部分が建設業に就労している。季節労働者は39万人（1997年）、その90%が北海道、東北の積雪寒冷地域に集中している。そのため、彼らの多くは積雪寒冷のため12月から1月にかけて離職する。

出稼ぎ労働者と季節労働者は、6ヶ月以上就労すれば、雇用保険の特別な給付対象者として、特例一時金（50日分）を受給できる。これらの不安定就労者が建設業労働市場の底辺に位置する。

2. 規模別賃金格差

建設業における賃金の推移をみると、1980年代後半から90年代はじめの建設ブーム期に急上昇してきたが、1998年以降減少に転じている。建設業30人以上（=100）と比較すると、建設業5人以上（=83）と製造業30人以上（=88）、製造業5人以上（=80）と、一定した格差を保ちながら推移してきている。

表15 建設業の賃金の推移（1人平均月間現金給与額，男女計）

単位：万円

	1970	1980	1990	1995	1997	1998	1999
建設業 (30人以上)	7.2	25.2	40.2(100.0)	45.1(100.0)	46.8(100.0)	45.8(100.0)	45.7(100.0)
建設業 (5人以上)	—	—	33.9(84.3)	37.7(83.6)	38.7(82.7)	37.4(81.7)	37.8(82.7)
製造業 (30人以上)	7.1	24.5	35.2(87.6)	39.1(86.7)	41.3(88.2)	40.8(89.1)	39.9(87.3)
製造業 (5人以上)	—	—	32.2(80.1)	35.8(79.4)	37.6(80.3)	37.1(81.0)	36.7(80.3)

資料：労働省「労働白書」

1999年の総実労働時間数（30人以上）は、建設業で169.8時間/月（男172.3，女154.1）である。産業計での153.5時間/月（男163.8，女136.7）、製造業161.1時間/月（男168.0女147.9）に比べて、その格差はいまだに大きい。「労働基準法」の改訂により、1997年週40時間労働に全面的に移行してから、建設業と製造業との実労働時間の格差が拡大している。

また、実労働時間単価（5人以上）で見ると、1997年では建設業は2,275（円/時間）、製造業は2,276（円/時間）と差がなかったが、1999年では建設業2,244（円/時間）に対し、製造業2,269（円/時間）と格差が拡大している。

ただし、他産業との賃金比較をする場合、企業規模間格差と同時に男女間格差が大きいことを考慮せねばならない。建設業は男性の構成比が85%と他産業に比べ高いからである（全産業60%、製造業65%）。そこで、男だけで比較（企業規模計，単位：万円）すると、建設業：33.8、製造業：32.8、全産業：33.7となり、建設業と製造業および全産業との間に大きな較差は存在しない（労働省「賃金構造基本調査」1999年）。

表16 賃金の規模別格差

単位：万円

	1～4人	5～29人 =100	30人～ =100
建設業(男)	29.9	94.0	76.1
製造業(男)	28.5	90.7	76.9
全産業(男)	27.3	88.4	72.4

資料：労働省「毎月勤労統計特別調査」（1999年）

賃金の従業員規模別格差をみよう。建設業の雇用者(544万人)のうち、小零細規模で従業者が64%を占めている(1~4人:81万人, 5~29人:265万人)。そこで、1~4人規模(男)で見た場合、建設業の現金給与月額(29.9万円)である。その格差は、5~29人規模(=100)に対して94、30人以上規模(=100)に対して76という水準である。ただし、製造業ならびに全産業における規模別格差と比較すると、建設業(男)における規模別賃金格差は相対的に小さい。

3. 技能工の賃金格差

これまで見てきた建設業の賃金実態は事務職、技術職を含んだものである。彼らの賃金の多くは月給制である。他方、建設業就業者の圧倒的多数は現場労働に従事する技能職である。彼らの相当部分は日給制であり、現金給与のみである。休日の賃金保障はない。したがって、建設業の賃金を論ずる場合、この技能職についての分析が不可欠となる。技能職種における賃金実態は労働省「屋外労働者職種別賃金調査」において示されている。ただし、この調査は5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所を対象としている。したがって、5人未満の零細事業所が過半を占める建設業の賃金実態を正確に反映していないことに留意せねばならない。

表17 技能職種間賃金格差 1人1日平均現金給与額 単位:円

	賃 金 (円)			職種間格差 (電気工=100)		
	1995	1998	2000	1995	1998	2000
電 気 工	15,620	16,060	15,780	100	100	100
大 工	15,160	15,680	14,790	97	98	94
と び 工	14,910	15,320	13,870	95	95	88
左 官	14,680	14,970	14,220	94	93	90
配 管 工	14,240	14,660	14,100	91	91	89
機械運転工	14,500	14,960	14,530	93	93	92
型 枠 工	14,510	14,380	13,380	93	90	85
塗 装 工	14,170	14,130	13,410	91	88	85
鉄 筋 工	13,010	13,640	13,120	83	85	83
溶 接 工	14,140	15,070	14,260	91	94	90

資料:労働省「屋外労働者職種別賃金調査」

ほとんどの職種において1998年から3年間連続して減少している。職種別に見ると、電気工の賃金が最も高く、大工がそれに次いでいる。かつて、建設技能職種の三役といわれた大工、とび工、左官の賃金は1980年代までは、ほぼ同水準で、電気工より高かった。1990年代に入ると、それら三職種と電気工の賃金水準は逆転し、今日にいたっている。過去5年間(1995~2000年)における推移を見ると、大工(97→94)、とび工(95→88)、左官(94→90)をはじめ、型枠工(93→85)、塗装工(91→85)というように賃金格差が拡大している。

また、年齢間格差を技能職種計でみると、20~24歳層(10,850円=100)と賃金が最も高い50~54歳層(16,140円=149)とでは約1.5倍の開きがある。この格差は過去5年間で拡大

している（1995年：140→2000年：149）。

技能工の学歴構成は、最も多い40～49歳層では、中卒が33%、高卒が49%、大卒が5.7%である。29歳以下では中卒が16%、高卒が最も多く64%、大卒が6.4%である（建設省「建設技能者の就労状況等に関する調査」1998年）。

さらに、地域間格差をみると、南関東（16,390円＝100）、京阪神（16,490円＝101）が高く、東北（12,760円＝78）、南九州（11,970円＝73）で低い。なお、過去5年間（1995～2000年）の地域格差は縮小してきている（東北：74→78、南九州：69→73）。

建設技能工の賃金形態は常用労働者であっても、日給のウェイトが高い。建設省による建設技能者24,000人を対象とした調査では、「常用作業員」であっても「完全日給」が36.3%を占めている。「月に何回休んでも一定額を支給」は18.8%である。かれらの多くは、事実上の「長期日雇」と言ってもよい。また「臨時・日雇作業員」で、「完全日給」は66.2%を占める。ただし、「職長・班長」は「月に何回休んでも一定額を支給」、つまり月給制の割合が最も多く（32.8%）、「完全日給」は20.1%である（建設省「建設技能者の就労状況等に関する調査」1999年）。

また、「建設業構造基本調査」によれば、常雇等の現場労働者（職長を除く）に対する賃金支払い形態では、日給月給が56.6%、月払い一定額が25.6%となっている（建設省「建設業構造基本調査」1999年）。

職種計の平均年齢が42.0歳であり、技能職種の高齢化が進展している。なかでも、左官が47.6歳、大工が46.0歳と高い。また、60歳以上の高齢層が、型枠工で20%、大工で17%を占めている。

屋外労働の場合、高齢化は労災の発生に結びつきやすい。建設業は労災発生率が最も高い産業である。労働安全衛生法、建設雇用改善法等により、安全対策の法的規制が強化されてきたにもかかわらず、現場の保安整備がいまだ立ち遅れているのが建設業である。1999年、休業4日以上死傷者数は製造業が37,000人（28.4%）、建設業は33,400人（25.7%）である。産業別就業者構成から考えれば、建設業の労災発生件数が極端に高いことがわかる。また、死亡者数も794人（39.9%）と、製造業の344人（17.3%）に比較し、際立っている（労働省「安全の指標」2000年）。

4. 労働福祉

建設労働福祉の状況を社会保険（医療保険、年金保険、雇用保険、労災保険）の加入状況から検討しよう。建設業事業所における社会保険の加入状況をみると、健康保険は事務・営業系社員で91.5%、技術系社員では86.0%、技能者では74.3%の加入率である。雇用保険（失業保険）、厚生年金もほぼ同様の加入率である。技能者の加入率の低さが確認できる。国民皆保険であるので、これら技能者は、国民健康保険、国民年金に加入していると考えられる。また、事務系、技術系社員で、10～15%の未加入者が存在する。（建設省「建設技能者の就労状況等に関する調査」1999年）。

建設業の雇用保険の適用事業所は、およそ33.1万事業所、被保険者数は281万人である（労働省「雇用保険事業年報」1999年）。建設業雇用者が544万人（常雇491万人、臨時雇22万人、日雇30万人、「労働力調査」1999年）に対して被保険者281万人（51.7%）である。つまり、常雇のおよそ6割が雇用保険から排除されている。労災保険は、災害補償の事業主責任（能力がない場合は元請責任）が規定されている。しかし、建設業においては臨時・日雇という雇用

形態に限らず、常雇であっても雇用保険の加入率の低さが問題となる。

建設業の退職金制度の普及状況は、他産業より低い水準である。製造業が91.7%、建設業は86.2%である。その内容は、退職一時金制度のみが38.1%、退職年金制度のみが23.7%、両制度併用が38.2%である。つまり、退職年金制度のない企業が38.1%存在する（労働省「賃金労働時間制度等総合調査」1997年）。

建設業における現場労働者を対象とした退職金制度に、「建設業退職金共済制度」がある。建設労働者は現場を頻繁に移動する事が多いので、同一事業所での長期勤務が少ない。したがって建設労働者は建設会社の職員を除けば、退職金はないのが一般的であった。そこで、「建設業退職金共済制度」が、国の補助事業として1964年創設された。事業主が制度に加入していれば、建設労働者は建設業で就労した期間を通算して退職金の支給が受けられる制度である。建設労働者が雇用主を変えても、就労日数分の証紙を（1枚303円）を共済手帳に貼ることで退職金の受給が可能となった。

しかしながら、総務庁の行政監察によれば、証紙代金購入費節約のため、全員未加入・一部未加入の業者が62.5%存在する。現場部門の常用雇用者を全員加入している業者は、18.2%との報告もある（総務庁「建設業の現状と問題点」1994年）。

技能者については「建設業退職金制度」を採用する企業が最も多く（51.2%）、事務・営業系社員については「自社の退職金制度」を採用する企業が最も多い（43.2%）。（建設省「建設技能者の就労状況等に関する調査」1999年）。

建設業退職金共済制度の契約状況は、1974年では共済契約者数7.8万社、被共済者数126.4万人、平均支給額7万円という水準であった。1996年時点で、共済契約者数14.8万社、被共済者数196万人と増加しており、支給件数5.5万人、平均支給額は73万円となっている。年間250日、期間30年の現場労働でおよそ500万円の退職金という水準である（建設省「建設白書」）。

5. 外国人労働者

近年の景気の低迷にもかかわらず、日本に新規に入国する外国人労働者の数は年々増加している。日本では、これまで、単純労働者の受け入れには慎重な対応を基本方針としてきた。労働力不足が深刻化したバブル期（1990年）に、中小企業を中心として、外国人労働者の導入推進の意見が強かったが、いわゆる単純労働者は受け入れないとの基本方針が確認されてきた。1993年、「外国人技能実習制度」がスタートし、3年以内の研修・実習が認められた。また、同年の「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」で、就労に際しての保護規定が明示されている。現在、外国人労働者を雇用している企業は43.6%あり、国籍は中華人民共和国が最も多い（建設省「外国人労働者の活用状況等に関する実態調査」1999年）。

外国人労働者延べ人数はおよそ、19万人である。産業別にみると、製造業が14万人、サービス業が3万人と、全体の9割（87.8%）を占めている。建設業の比重は低い（労働省「労働白書」1999年）。

しかし、いわゆる不法就労として摘発された外国人のうち、「建設作業員」として就労していた者が近年まで、3割近くを占めていた。不法残留者は25.2万人存在する。退去強制手続きを受けた不法就労者46,258人のうち、「建設作業員」として就労していた者は8,638人（18.7%）である。これらのことから、外国人の建設業就労者の実数はもっと多いと考えられる。

表 18 不法就労者に占める建設作業員の割合 単位：人，%

	1990	1992	1994	1997	1999
不法就労者(A)	21,537	62,161	59,352	47,785	46,258
建設作業員(B)	6,813	24,402	15,869	12,040	8,638
(B)/(A) %	31.6	39.3	26.7	25.2	18.7

資料：法務省入国管理局調べ、1999年

日本国内で正規の雇用労働に従事する外国人は、日本人同様の労働・社会関係諸法の適用を受ける。したがって、社会保険は外国人にも適用されるが、雇用保険については例外がある。建設工事の施工のため、一定期間に限った雇用契約で入国・在留が認められた場合、雇用保険は適用除外となる。建設業で就労する外国人の社会保険加入状況は次の通りである。健康保険94.8%、厚生年金保険91.4%、「いずれにも入っていない」が1.7%存在する（建設省「外国人労働者の活用状況等に関する実態調査」1999年）。

6. 労使関係

1) 労働組合の組織状況

日本の労働組合の組織率は、急速に低下してきている。その背景には、第3次産業とくにサービス業就業者の増加とパートタイマーの増加が挙げられる。組合の組織化が雇用者数の増加に追いつかなかったためである。この全体傾向とは対照的に、建設業においては雇用者数の増大にもかかわらず、組織率が上昇してきている。この組織拡大の中心的役割を果たしてきたのが全建総連（Zenkensoren: National Federation of Construction Workers' Union = NFCWU）である。日本の組織労働者の大半が企業別労働組合に組織されているのに対し、全建総連は、産業別個人加盟の地域組織という形態で組織してきた。建設業に関連するすべての職種を包含した地域別一般組合の連合体である。建設業における労働組合員数105万人（2000年）のうち、全建総連は70万人を組織している。建設業における労働組合は全建総連のほか、建交労（All Japan Construction Transport and General Workers' Union = AJCTGWU, 6万人）、日建協（Council of Japan Construction Industry Employees Union = CJCIEU, 5.6万人）などがある。これらはそれぞれ組織対象が異なる。全建総連は町場を、建交労は野帳場の日雇い労働者を、日建協は野帳場におけるゼネコンの職員を、主として組織してきた。

全建総連は、1960年に3組織が合同して結成された。結成時の組織人員は7万人余りであったが、この40年の間に10倍の組織人員に発展した。全建総連の組織構成は独特である。建設産業で働く職人・労働者、見習いそして零細自営業主（親方）から構成されている。雇用労働者、一人親方、親方の構成割合がそれぞれ1/3ずつである。町場を主として組織してきたことにより、大工がおよそ3割を占めており、職業別組合としての性格は強い。しかし、近年では、産業別労働組合として建設産業の民主的改革を掲げ、組織と運動の範囲を野帳場や大手住宅メーカーの労働者に広げている。他方、建交労、日建協はゼネコンの支配下にある野帳場を組織してきた。だが、2百数十万人いるとされる野帳場の労働者はほとんど組織されていない状況である。

表 19 労働組合数, 労働組合員数, 推定組織率の推移

	労働組合数	労働組合員数	雇用者数	推定組織率	建設業の推定組織率
1970	60,954	1,160	3,277	35.4	24.9
1980	72,693	1,237	4,012	30.8	16.5
1990	72,202	1,226	4,875	25.2	17.1
2000	68,737	1,154	5,379	21.5	19.8

資料：労働省「労働組合基礎調査」

1) 労働組合数, 労働組合員数は単一労働組合である。

建設業における労働組合員 105 万人の企業規模別組織状況 (2000 年) は以下の通りである。企業規模の「その他」に分類される 75.4 万人の大半を全建総連 (70 万人) の組合員が占める。

表 20 建設業における企業規模別組織状況

位単：万人

合計	5000人以上	100~4999	1~99	その他	国公営
105.0 (万人)	9.7	18.5	0.7	75.4	0.6

資料：労働省「労働組合基礎調査」2000年

日本の労働組合の多くは企業を単位として組織されている企業別組合である。組合員はその企業に雇用されている正規従業員のみが対象となる。そこではブルーカラー、ホワイトカラーを分けずに一緒に組織する。労働条件の交渉は個別の企業別組合と経営者との間で行われるのが一般的である。産業別労使交渉は、1950年代半ばに始まる「春闘」と呼ばれる方式がある。毎年春、産別中央組織が経営者団体と一斉に交渉する。そこで示される賃上げ相場は、各企業の賃金交渉の目安となり、日本全体の賃金水準の平準化を意図するものであった。だが、この「春闘」を通じて、産業全体に適用される統一した協約が締結されることはなかった。したがって、日本では企業内の労働協約を除いて、産業別の労働協約は確立していない。全産業の賃金、労働条件のミニマム・スタンダードとして機能するのは、最低賃金法、労働基準法等である。

建設業における経営者団体は、全建 (大手ゼネコン・中堅ゼネコンの3万社加盟) と日建連 (ゼネコン最大手65社・ゼネコン業者10団体・外国建設業者7社が加盟) がある。建設産業の労働組合と、これら経営者・使用者団体との産業別交渉・協約は成立していない。ただし、建設産業における最大の労働組合、全建総連は、労働組合法による団体交渉ではないが、1984年から大手建設・住宅企業との定期的交渉に取り組んでいる。

全建総連を中心とする産業別労働協約の確立に向けた運動が、日本の建設労働者の今後を方向づけることになろう。そのための条件は何か、別稿の検討課題としたい。